

平成31年 第1回（3月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第3号 筑紫野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法律施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

執行部から、主な改正点として、災害援護資金の保証人と貸付利率について、現行は保証人が必要で3%であるものを、改正後は保証人がいる場合は0%、いない場合は1%となること。災害援護資金の償還方法について、現行は年払いか半年払いとなっているが、改正後は月払いが追加されること、との説明がありました。

委員会では、保証人がいない場合の貸付利率を1%とするのはなぜかとの質疑があり、執行部からは、返済のリスクを考える上から、保証人がいる場合といない場合の区別を設けるためである。なお、災害を受けた方の生活は困窮することが大いに考えられるため、貸付利率が1%になった方の返済が負担にならないよう、相談支援、償還金の回収等に当たってまいりたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

『議案第8号 平成30年度筑紫野市介護保険事業特

別会計補正予算（第4号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の主な内容は、国庫支出金及び県支出金の返還金、高額介護サービス費等保険給付費の補正増であり、歳入歳出それぞれ1億744万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億237万4千円とするものです。

委員会では、地域密着型介護サービス給付費及び高額介護サービス費の利用件数が増加となっているが、数字的にどれくらい増加したかとの質疑があり、執行部からは、地域密着型介護サービスについては、月平均16件の増、高額介護サービス費については、月平均46件の増である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号及び議案第17号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第16号 平成31年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本会計は、奨学資金の貸与が主な事業で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ774万6千円とするものです。

委員会では、奨学金制度はいろいろあると思うが、この奨学金制度が果たしている役割は、との質疑があり、執行部からは、国の奨学金、県の奨学金などを申請したがそれでも不足する場合の補完的な役割を持っている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第17号 平成31年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本会計は、介護サービスの給付が主な事業で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ65億4,983万4千円とするものです。

委員会では、介護保険料の滞納繰越分が前年度比で若干減ってはいるものの相変わらず高い数字である。どのぐらいの人が滞納しているのか、との質疑があり、執行部からは、滞納繰り越しの方が前年度比14人減の675人であり、それに伴い滞納繰越分も減少している、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。